

3 公共施設の敷地の権原

(1) 公共施設敷地の時効取得

1 公共用財産の所有者の了解の下に、当該公共用財産について、その形態、機能を全く喪失させるような行為が行われた場合において、公共用財産の時効取得成立の前提となる黙示の公用廃止があったものと認められた事例

大阪地判 平成13年11月28日

大阪高判 平成15年6月24日 判時1843-77、REITIO59

<事案の概要>

Aは、昭和37年12月に旧国鉄から交換契約によって本件土地を取得した。本件土地のほぼ中央を国有の里道が走っているが、Aは取得した土地と里道敷地を一体として宅地として利用し、店舗付住宅を建築し、占有していた。Xらは相続により平成元年9月に本件土地の所有権を取得し、占有を承継した。本件里道は大正14年以来P市道として認定されていたが、里道所有者である国からも、道路管理者であるP市からもA又はXらの占有に対し異議を述べられたことはなかった。

本件土地の南側近傍に新幹線の高架線路が走行し、国鉄が高架敷地に沿ってフェンスを設置したため、高架敷地内の里道は通行不能となり国の公用廃止処分がなされている。

Aが取得した土地内の里道敷地については明示の公用廃止処分はなされていないが、Xらは時効取得等により里道敷地の所有権を取得したとして、国(Y)に対し所有権確認請求の訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審はXの訴えを斥けたが、控訴審は、次のように述べてXらの請求を認容した。

Yは、本件土地内の里道については、新幹線建設に伴いその必要性が失われる上、旧国鉄が新幹線用地取得の代替地として里道敷地を含む本件土地をAに提供する必要があったことから、里道敷地につきいずれ明示の公用廃止をする意思であり、そのために旧国鉄による里道敷地の整理を了承、容認していたと考えるのが自然かつ合理的である。

最二小判昭和51年12月24日は、黙示による公用廃止を認めうる一例を判示したに過ぎないと解され、本件のように、公共用財産の所有者の了解の下に、当該公共用財産について、その形態、機能を全く喪失させるような行為が行われた場合について、黙示による公用廃止を否定する趣旨ではないと解すべきである。

よって、遅くともXらの被相続人Aが里道敷地の占有を開始した昭和37年12月までに、里道敷地について黙示の公用廃止がされたものと認めるのが相当であり、Aは昭和57年12月の経過をもって里道敷地を時効取得したと認められる。

2 市が市道敷地を国の機関（道路法施行前）又は国の占有代理人（道路法施行後）として占有したことにより国による時効取得が成立したこと及びその時効取得を市が援用することが認められた事例

静岡地裁浜松支判 平成14年11月26日

東京高判 平成15年10月30日 判時1854-44

<事案の概要>

Xの父Aが所有していた本件土地1及び本件土地2は、旧道路法の下で大正9年4月に道路認定され、S市が国の機関として管理していた市道〇〇線、市道△△線の区域内にそれぞれ位置する土地である。

Aは昭和42年5月に死亡し、土地1及び土地2につき、相続を原因としてX名義に所有権移転登記がなされた。

Xは、S市に対し、本件土地1及び土地2がXの所有であることの確認及びその明渡しを請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

市道〇〇線は昭和13年5月23日当時開設され、S市が国の機関として当該道路を管理していたとすることができるので、S市は同日以降、その道路敷の一部である本件土地1を国の機関として占有していたと認められる。また、同日から20年後の昭和33年5月の経過時点でも、Yが国の占有代理人として本件土地1を占有していたことが認められる。したがって、本件土地1について国の取得時効が完成したとすることができる。

同様に、市道△△線は昭和24年3月23日当時開設され、S市が国の機関として当該道路を管理していたとすることができるので、S市は同日当時、その道路敷の一部である本件土地2を国の機関として占有していたと認められる。また、同日から20年後の昭和44年3月の経過時点でも、S市が国の占有代理人として本件土地2を占有していたことが認められる。したがって、本件土地2について国の時効取得が完成したとすることができる。

道路法施行法第5条により、S市は、本件各土地につき、市道の一部として、国から無償で貸し付けを受けている関係にあるから、S市は、国の本件各土地の所有権に関する時効取得を援用するにつき直接に利益を受ける者ということができる。

3 購入した土地と一体的に利用されていた周辺の法定外公共物敷地につき、境界確定の経緯、土地購入時点での当該敷地の形態等に照らし、土地購入者による時効取得の成立が認められなかった事例

さいたま地判 平成17年6月8日 判自275-55、RETIO65

<事案の概要>

Xは昭和62年11月に本件土地1、昭和63年11月に本件土地2を購入し、隣接する国有地（土地4及び土地6）並びに県有地（土地3及び土地5）と一体的に資材置場等として利用していた。

土地3ないし土地6は法定外公共物（水路）の敷地であり、土地3及び土地5は昭和53年3月の廃川処分により昭和54年6月に国から県に譲与された。

昭和51年の廃川調査及び昭和59年の境界確認により、土地1と土地3ないし土地5との境界につき境界杭が確認又は埋設され、昭和60年の廃川敷地測量調査により、土地2と土地6との境界につき境界杭が埋設された。

平成2年にXが本件土地1、土地2について建築確認申請をした際に、土地境界が不明確であるとの指摘を受け、県に対して境界確認申請をしたが合意に至らなかったため、